

(件名) (仮称) かごしま郡山風力発電事業における保安林解除について

(陳情の趣旨)

かごしま郡山風力発電事業における保安林解除の際に、風車7号機8号機付近に残置森林として大規模な用地を確保していることが、地元協議会への説明で判明しました。

保安林解除する用地の35%を残置森林として設けることに対して、なぜその多くが、7号機8号機付近に偏って集中するのか、根拠を示した明確な説明はなく、資料としてもプロジェクター上で見せてもらっただけで、いただくことは叶いませんでした。正確な位置や情報を知ることができません。

もし、この残置森林が造成森林として扱われた場合、木の伐採や盛土が行われて、土砂災害や水の流れの変化など、様々な懸念が発生します。

環境アセスメントにおける準備書では、このあたりに大規模な土捨て場が計画されており、評価書では指摘を受けてなくなりました。

しかし、造成森林となると、再度リスクを負うこととなります。

つきましては、以上の要旨に基づき、記事項について陳情いたします。

記

1. 事業者は風車7号機8号機付近の残置森林についての計画を明らかにし、造成森林として扱っていないか梨木野地区住民が確認できるようにすること。
2. 万が一、上記1において造成森林として扱われている場合、事業者はこれを中止すること。